

第7次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画(基本計画) 策定方針とスケジュール

1 策定方針

第6次倉吉市あらゆる差別をなくする総合計画の振り返りと意識調査から現状を把握し、課題を認識するとともに、下記(1)～(3)に基づいて計画を策定していく。具体的な実施計画の策定については、第7次計画策定後に実施する。

(1) 計画の基本理念

- ・お互いを認め合い、安心して暮らせる人権尊重のまちづくり

(2) 計画の目的(どういう状態を目指すか)

- ・市民を対象に人権が尊重されている。
- ・市民の人権意識が確立されている。

(3) 推進方針

- ・各人権課題に対して①～③を実施していく
 - ①人権啓発の推進
 - ②人権(同和)教育の推進
 - ③人権侵害の救済と人権擁護(相談・支援体制の充実)

※第7次計画は令和8年度から令和12年度までの5年間。第12次倉吉市総合計画と期間と同様とし一体的に取り組む。

2 今後の策定(審議会)のスケジュール

- 第1回 審議会 R6年度の振り返りと策定方針について……7月29日
- 第2回 審議会 計画骨子と意識調査について……9月
- 第3回 審議会 諮問と計画の素案について……11月
- 第4回 審議会 パブリックコメントと答申……2月